別府市観光・産業部観光課
指定管理候補者の選定に係る報告書

令和８年１１月５日

別府市観光・産業部観光課
指定管理候補者選定委員会

別府市観光・産業部観光課指定管理候補者の選定にあたり、別府市観光・産業部観光課指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された提案書類等により協議を行った結果、次のとおり選定しましたので、ここに報告します。

令和８年１１月５日

別府市長　　長 野　恭 紘　　様

別府市観光・産業部観光課
指定管理候補者選定委員会
委員長　　宮 野　幸 岳

1　選定結果について

選定委員会は、別府市観光・産業部観光課が所管する別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び別府市神楽女駐車場の指定管理者の指定を行うため、公募した施設について、「別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例」、「別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び別府市神楽女駐車場　指定管理者募集要項」等に基づき、応募提案書類等を厳正に審査した結果、次の団体を指定管理者の候補者として選定した。

記

【指定管理候補者】

	施設名	指定期間	候補者名
1	別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び別府市神楽女駐車場	令和９年４月１日～ 令和１４年３月３１日	株式会社 フォレストアドベンチャー

２　審査方法（概要）

各応募内容について、観光課において第１次審査として資格審査を行い、選定委員会において第２次審査として事業計画等の内容審査及び面接審査を行った上で協議し、指定管理候補者を選定した。

３　選定委員会の開催経緯

選定委員会	項目	年月日
第１回選定委員会	・選定委員会委員長及び副委員長の選任 ・公募の要件（募集要項等）について決定 ・審査基準（審査項目・審査内容・配点）及び採点基準について決定	令和８年８月５日
第２回選定委員会	・内容審査及び面接審査の実施 ・指定管理候補者の選定及び選定理由の協議	令和８年１０月２２日

４　審査結果

（１）資格審査

申請者の資格（団体であること、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと、暴力団関係者排除対象者に該当しないこと等）については、指定申請書に添付された官公署の証明書類との照合及び警察機関への照会等により、いずれの申請者も適合していることを確認した。

（２）審査について

審査に先立ち、審査方法（選定基準及び配点等）について、協議し決定した。

①　選定基準及び配点について

選定基準は、別府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項第１号から第４号に定める項目と、衛生管理対策等に関する項目を追加した５項目とし、配点については以下のとおりとした。

なお、この内容については第１回選定委員会で決定し、募集要項に記載した。

選定基準	審査の項目	配点
【Ａ－１】 市民の平等な利用が確保されるとともに、サービス	施設の設置目的及び市が示した管理の方針	委員１人につき４０点
	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	

の向上が図られるものであること。	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
【Ａ－２】 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果	委員１人につき６０点
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
【Ａ－３】 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	委員１人につき４０点
	安定的な運営が可能となる組織体制	
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	
【Ａ－４】 公の施設の設置の目的を効果的に達成するための基準。	類似施設の運営実績	委員１人につき２８点
	地域振興	
	地球環境に配慮した取組	
	その他新たなサービス展開や地域活性化への提案	
【Ａ－５】 その他Ａ－１から４までの項目を総合的に達成するための方策及び取組。	情報保護の取組	委員１人につき３２点
	衛生管理対策	
	年間スケジュール	
	管理運営業務の移行計画	
	現に従事している職員の雇用についての考え方	
	自主事業等その他の提案事項	
	利益処分計画	
	リスク分担	
【Ｂ－１】 価格評価	施設の管理運営に係る経費の内容	委員１人につき５０点
合　計		委員１人につき２５０点

② 採点の基準について

採点は、事業評価の項目ごとに委員一人当たりの配点を、以下の基準で定めた点数で採点した。

採点の基準		配点 ４点	配点 ８点
A	特に優れている （要求水準を大きく上回る）	４点	８点
B	優れている （要求水準を上回る）	３点	６点
C	普通 （要求水準を満たしている）	２点	５点
D	劣っている （要求水準は満たしているが具体性に欠ける）	１点	１点
E	該当しない （要求水準を満たさない）	０点	０点

③ 審査について

申請者から提出された事業計画書及び面接結果を基に、各委員が評価（採点）し、全委員の評価（採点）と価格評価を合計した点数を評価点とした。

なお、評価点が最低制限基準（委員全員が満点をつけた場合の合計得点の６０％）に満たない場合は、指定管理者として不適格と判断し、指定管理候補者として選定せず、再募集を行うこととした。

（３）審査結果

審査の結果、前記「１ 選定結果について」のとおり、選定委員会の総意として指定管理候補者に選定した。

5 審査講評

全国で自然共生型アウトドア施設を運営する事業基盤をはじめ、屋外施設特有の季節変動への対応力、自然環境の保全や安全管理に関するノウハウ、さらに湖に隣接するアウトドア施設の運営実績を有している点を評価した。また、事業実績のみならず、地域において新たな人材を育成・定着させていく姿勢や、施設の管理運営を通じた地域活性化に対する熱意が示された点も特筆に値する。

提案内容においては、単なるキャンプ場にとどまらない高付加価値な体験コンテンツの開発や、閑散期対策としての法人需要の開拓など、新規顧客層の掘り起こしに向けた具体的な集客戦略が示されており、インバウンドの取り込みや利用の充実についても期待が寄せられる。あわせて、市民にとっての憩いの場となるような周辺景観・地域社会との調和を重視した姿勢も確認でき、これらは本施設の管理運営において効果的かつ実効性が高いものであると評価した。

提案された新規顧客層の取り込みを着実に実行し、本施設の安定的かつ持続可能な運営に努められたい。

6 別府市観光・産業部観光課指定管理候補者選定委員会名簿

	氏　名	職　名
委員長	宮野　幸岳	大分県立芸術文化短期大学 准教授
副委員長	河野　圭史	別府市商工会議所専務理事
委員	草野　朋子	草野朋子税理士事務所税理士
委員	大平　順治	別府市自治委員会会長
委員	阿部　万寿夫	別府市副市長

※任期：令和８年８月５日から令和９年３月３１日まで